

2026 年

認定留学募集要項

公立小松大学国際交流センター



## ●認定留学の概要

### (1) 認定留学の定義

外国における正規の高等教育機関であり、かつ、学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関へ学生自ら出願し入学許可を得た上で、これを根拠に申請を行い、学生が所属する学部の教授会等を経て、学長が許可した留学を認定留学という。

(参照：公立小松大学学生留学規程第3条)

### (2) 認定留学先機関

特段本学との協定の有無は問わず、学生は上に示された教育研究機関であれば、学部等の許可のもと、自由に認定留学先機関を検討・選定することができる。

### (3) 留学期間とその取扱い

認定留学の期間は1年以内とし、本学の定める学期制において2学期（2セメスター）までを本学における在学年数に算入する。

### (4) 学費等の支払い・その他の費用負担

学生は、留学に係る費用に加え、認定留学先機関の授業料その他の料金を納める必要があるほか、留学期間中に係る本学の授業料その他の料金を、公立小松大学授業料等に関する規則に従い納付する必要がある。

### (5) 奨学金制度の活用

本学は認定留学の許可を得た者に対し、当該留学期間中に発生する学費等の支払い（認定留学先および本学への支払い）を考慮し、本学の授業料相当額を支給する奨学金制度を設けている。本制度の活用を希望する場合は、別途、認定留学奨学金募集要項を参照すること。

## ●認定留学の申請(準備から認定留学許可までの流れ)

### (1) 認定留学先機関に関する情報収集と計画

まずは、国際交流センターで相談を開始し、認定留学制度について確認を行うこと。学生は、自身の学修計画に基づいて自由に認定留学先機関について選定することができる。認定留学先機関の選定については、学外の留学業者などを活用して留学先を検討することもできる。

### (2) 学内での綿密な相談

学生は、自己が収集した情報と計画に基づいて、学内の関係部署と相談を進める必要がある。国際交流センターで相談後、学修計画や単位修得計画等について相談教員と綿密な相談を重ね、十分な準備時間と猶予を以って計画し申請すること。

### (3) 認定留学先機関への出願

本学への認定留学の申請には、まず先に学生は自らの責任において認定留学先機関へ出願を行い、原則として同機関より入学許可を受ける必要がある。

※本学の協定校への認定留学を除き、認定留学先機関への出願に先立って、その認定留学の事前審議はできないため、本要項に記載された各種条件・資格に合致していることを確認し、また学内各部署へ十分な相談を行った上で申請すること。

### (4) 本学への認定留学の申請

次項で定める申請方法及び期間に従い、認定留学の申請を行う。

### (5) 所属する学部の教授会等での審議

提出された申請書類に基づき、学生が所属する学部の教授会等において審議される。

### (6) 国際交流センターでの審議

提出された申請書類に基づき、国際交流センターにおいて審議される。

## ●申請方法および期間

次項に記載の申請書類を揃えた上で順番に重ね、申請者本人が申請すること。なお、申請期間中に適正な方法で申請があった場合においても、申請書類に不備等あった場合には申請不受理の判断を行うことがある。必ず申請書類の二重チェックを行い、記入漏れ等の不備の無いことを確認し申請すること。また申請書類には、その作成・記入に相当の時間が必要なものがあるため、余裕をもって学内での相談を進め、作成を行うこと。申請期限間近での相談などにより申請期限を経過した場合についても本学は責任を負わない。

### (1) 申請書類

- ①認定留学申請兼保証人同意書（様式1）
- ②成績証明書（ポータルより GPA がわかるページを印刷して、提出すること）
- ③認定留学計画書（様式2）
- ④留学先大学入学許可書の写し又はそれに準ずる証明書類
- ⑤留学先大学の概要及びその学習体系の概要がわかる資料
- ⑥前号について日本語若しくは英語以外の言語で記述されている場合その日本語訳
- ⑦その他本学が提出を指定した書類

### (2) 申請期間

渡航の3ヶ月前までに申請すること。

（例. 2026年4月1日渡航の場合、2026年1月1日までに申請）

### (3) 申請先

下記 Forms から申請すること。すべての申請書類のうち、署名欄は手書きとし、PDF 形式に変換の上、アップロードすること。

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=CuudFIsWjESr0AZd0cN4dTjifirsR5xJoGG0vMI7R1VUNkcwVE5JWkxMMjJBRTJZVUFQUzIGVlIBTi4u>

## ●申請結果の通知

申請結果については、申請者に対してメールで通知を行う。

## ●許可後の手続き

### (1) 誓約書等の提出

本学の留学に係る誓約書を国際交流センターへ提出すること。

### (2) 本学指定の危機管理サービス（日本アイラック株式会社 Pro Finder）への加入

本学の制度である認定留学では本学の危機管理体制下で海外渡航をするため、学生は、その留学期間をカバーする本学指定の危機管理サービス（日本アイラック株式会社 Pro Finder）に、自己の負担で加入することが求められる。大学の指示により加入手続きを進めること。

### (3) 海外渡航届の提出

本学の海外渡航届を事務局学生課へ提出すること。

### (4) 渡航前危機管理セミナー・海外渡航健康講座への出席

本学が海外渡航者を対象として実施する危機管理セミナーおよび海外渡航健康講座へ必ず出席すること。

### (5) 帰国後の報告書類等の提出

帰国後1カ月以内に速やかに以下の書類を国際交流センターへ提出すること。

- 認定留学報告書（様式3）
- 認定留学先大学発行の単位認定証明書、成績証明書、またはこれらに準ずる証明書類
- 履修科目のシラバスなど認定留学先大学での当該学生の学修内容がわかるもの
- 前2号について日本語若しくは英語以外の言語で記述されている場合、その日本語訳
- その他本学が提出を指定した書類

### (6) 認定留学の変更・中止手続き（変更・中止する場合）

留学の中止又は留学期間などその一部の変更を希望する場合には、認定留学中止・変更願を国際交流センターに提出すること。

## ●科目等教務上の取扱い

### (1) 認定留学先機関で修得した科目について

認定留学先機関で修得した科目について、本学学則第 28 条の定めるところにより本学の単位として読み替えを申請することができる。

### (2) 単位認定の時期について

認定され得る科目については、原則として留学期間に対応する学期の科目として認定される。通常は留学期間に対応する学期の単位認定手続きにおいて単位認定されるが、単位の読み替えに必要な書類（認定留学先機関の成績書原本など）があることから、書類等の入手時期及び読み替え申請の時期により、当該学期の単位認定手続きに間に合わない場合には、次学期以降に単位認定手続きが行われ、遡って単位認定されることがある。

## ●問い合わせ先

公立小松大学国際交流センター（中央第 2 キャンパス事務局総務課内）

TEL：0761-23-6600 E-mail：global@komatsu-u.ac.jp

ただし、単位認定に関することは、下記へ問い合わせること

公立小松大学事務局学生課（中央キャンパス）

TEL：0761-23-6610 E-mail：gakusei@komatsu-u.ac.jp